

農業経営基盤の促進に関する基本方針の変更（概要）

- 農業経営基盤強化促進法第5条に基づき、都道府県が地域の将来の農業のあるべき姿についてそのビジョンを描き、今後の地域の農政を推進する目標として、おおむね5年ごとに10年間を見通した計画を策定するもの。（H5.12策定、最終変更H26.6）
- この基本方針は、都道府県において育成すべき農業経営についての考え方や目標等について示し、市町村が「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（同法第6条）」を策定する際の指針となる。

＜基本方針のねらい＞ ・効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手（認定農業者、認定新規就農者、法人経営体）の育成
・担い手への農地集積に向けた施策（中間管理事業、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業）と支援体制

＜変更の趣旨＞

- （1）農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）による農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）等の一部改正（R2年4月1日施行）に伴う変更（農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合一体化等）
- （2）「富山県農業・農村振興計画」（以下、「県振興計画」）の改訂（H30年5月）に伴う、記載内容の変更
- （3）国や県等の新たな動きなど、現在の状況に対応した記載内容に変更

基本方針の柱立て	現行の内容（主なもの）	今回の変更内容
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	○農業生産、農業構造等の10年間を見通した今後の基本的な方向と、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保に向けた諸施策等について	変更理由…(※1)法改正による対応 (※2)県振興計画(H30.5改訂)に準拠 (※3)国や県等の新たな動きなど、現状に対応
1 農業・農村をめぐる現状	・農業・農村の現状と課題	→ 本文の修正(※3)
2 富山県農業・農村振興の基本方針	・県振興計画を基本とした方向性	→ 本文の修正(※2)
3 農業経営基盤の強化を促進するための取り組み方向	・目標年（H35年）	→ 目標年をR8年に変更(※2)
4 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営	・目標とすべき農業経営の姿 （常時従事者の年間総労働時間 2,000時間） （主たる従事者一人あたりの年間所得水準 おおむね500万円）	→ 標準タイプ(従来の目標)に加え、 発展タイプ(年間所得水準おおむね750万円)を追加(※2)
5 担い手を補完する体制づくり	・地域農業の維持・発展に向けた取組み	(変更なし)
6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成	・45歳未満の新規就農者数の目標：(年間70人) ・新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間 ・農業所得に関する数値目標	→ 年間60人に変更(※2) 担い手への農地集積や大区画化、スマート農業の普及等による生産性の向上を図って、現在の生産水準を維持できる目標として設定 → 「とやま就農ナビ」追加(※3)
第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	・農業経営の目標を達成するための指標（経営規模、資本装備、作付体系等）を営農類型別（家族、法人、集落営農等）を記載	→ 発展タイプの指標を追加(※2)
第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本指標	・新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とする農業経営の指標を例示（主穀作、園芸での経営規模や資本装備等）	(変更なし)
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積等に関する目標	・担い手への農用地の利用集積率の目標：90% ・認定農業者の確保育成の目標：(1,550経営体) ・集落営農組織の育成の目標：610組織	→ 1,700経営体に変更(※2) → 法人経営体の育成目標に変更(※2) 790法人（うち集落営農法人440法人）
第5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項	○「第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積等に関する目標」を達成するための推進体制と関連事業について	
1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項	・農地利用集積を図るため「農地中間管理事業」と「農地利用集積円滑化事業」を規定 ・認定農業者、新規就農者等の確保・育成に係る事項	→ 農地利用集積円滑化事業に関する記載の削除(※1) → 「とやま農業経営総合サポートセンター」等、支援体制の追加(※3)
2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	・担い手への農地集積を行うため、農地中間管理機構が行うことができる事業	→ 「農業生産法人」を「農地所有適格化法人」に変更(※1)
3 農地利用円滑化事業の実施に関する基本的な事項	・農地利用集積円滑化事業の推進方針および関係機関等との連携	→ 削除(※1)

＜変更スケジュール＞10月8日（本日）：農政審議会で審議 → 10月下旬：県農協中央会及び県農業会議に意見聴取の上、策定及び公表（農業経営基盤強化促進法第5条第6号）